

## 東住吉区民間事業者を活用した小学3、4年生対象の課外学習会（学習塾なでしこ）

### 業務委託

### 募集要項（公募型プロポーザル）

#### 1 案件名称

東住吉区民間事業者を活用した小学3、4年生対象の課外学習会（学習塾なでしこ）業務委託

#### 2 業務内容に関する事項

##### （1）事業目的と概要

大阪市立矢田東小学校及び大阪市立矢田北小学校の3年生及び4年生を対象に、小学生期における学習のつまずきの解消や基礎学力の向上、学習習慣の定着化を図れるよう、課外における学習支援事業を実施する。

##### （2）業務内容

「仕様書」のとおり

##### （3）契約上限額

金1,900,000円（消費税含む）

※契約の締結は、令和8年度予算成立を条件とする。

##### （4）契約期間

契約締結日～令和9年3月26日（金）

##### （5）履行場所

「仕様書」のとおり

##### （6）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。

#### 3 契約に関する事項

##### （1）契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

#### (2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

#### (3) 契約保証金

契約保証金 要（ただし、「大阪市契約規則」第37条第1項第1号もしくは第3号に該当する場合は免除）

保証人 否

#### (4) 再委託について

別紙「再委託の特記仕様書」のとおり

#### (5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

### 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 民間法人・任意団体等（法人格は問わない）であり、国・地方公共団体ではないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 本業務を履行できる体制が整備されていること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) 納税義務者にあっては、直近2か年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (8) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

### 5 スケジュール

- |                          |                    |
|--------------------------|--------------------|
| ・ 公募開始                   | 令和8年1月22日(木)       |
| ・ 質問受付締切                 | 令和8年1月29日(木)17時30分 |
| ・ 質問に対する回答               | 令和8年2月5日(木)（予定）    |
| ・ 参加申請関係書類の提出期限          | 令和8年2月12日(木)17時30分 |
| ・ 参加資格決定通知               | 令和8年2月17日(火)（予定）   |
| ・ 企画提案書の提出期限             | 令和8年2月25日(水)17時30分 |
| ・ 企画提案会（プレゼンテーション）の開催予定日 | 令和8年3月上旬～3月中旬頃     |
| ・ 選定結果通知                 | 令和8年3月中旬頃          |
| ・ 契約締結・事業開始              | 令和8年4月上旬（予定）       |
| ・ 事業完了                   | 令和9年3月26日（金）       |

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

#### ア 受付期間

令和8年1月22日(木)～令和8年2月12日(木)17時30分

#### イ 提出書類

別紙 提出書類一覧表「参加申込にかかる提出書類」のとおり

#### ウ 提出方法

持参または送付により、下記「9 (2) 提出先、問合せ先」まで1部提出すること。  
(土・日・祝日を除く9時～17時30分 ※12時～13時を除く)

送付の場合は、提出書類の配達状況を追跡・確認できる方法で送付し、提出期限までに必着すること。申請書類等については、東住吉区役所ホームページよりダウンロードすること。

東住吉区役所ホームページ (<https://www.city.osaka.lg.jp/higashisumiyoshi/>)

エ 参加資格決定通知 令和8年2月17日(火)(予定)にメールにより通知する。

### (2) 質問の受付

質問がある場合は、別紙(質問票)「東住吉区民間事業者を活用した小学3、4年生対象の課外学習会(学習塾など)業務委託の公募型プロポーザルに関する質問票」により、令和8年1月29日(木)17時30分までに電子メールにて「件名」を「東住吉区民間事業者を活用した小学3、4年生対象の課外学習会(学習塾など)業務委託質問」とし、下記まで送信すること。送信後、必ず電話で受信の確認の連絡をすること。他の方法による質問は受け付けない。

受け付けた質問に対する回答については、令和8年2月5日(木)(予定)に東住吉区役所ホームページに掲載する。

(送信先) 大阪市東住吉区役所保健福祉課 メール：[tv0006@city.osaka.lg.jp](mailto:tv0006@city.osaka.lg.jp)

### (3) 企画提案書の提出

#### ア 受付期間

参加資格決定通知後～令和8年2月25日(水)17時30分

#### イ 提出方法

次の提出書類を持参または送付により、下記「9 (2) 提出先、問合せ先」まで8部(正1部、副7部)提出すること。(土・日・祝日を除く9時～17時30分)

送付の場合は、提出書類の配達状況を追跡・確認できる方法で送付し、提出期限までに必着すること。

申請書類等については、東住吉区役所ホームページよりダウンロードすること。

東住吉区役所ホームページ (<https://www.city.osaka.lg.jp/higashisumiyoshi/>)

正本：事業者名を記入したもの

副本：事業者名や事業者が特定される表現の記載のないもの又は

事業者名や事業者が特定されないようにマスキングしたもの

## ウ 提出書類

- ・様式 別紙 企画提案書のとおり  
※パワーポイント等、Word 以外のソフトを使用しての作成も可。  
※枚数制限や図の使用規定等、企画提案書作成に関する制限や規定はなし。
- ・提出部数 正本 1 部、副本 7 部 計 8 部
- ・その他 副本 7 部については、事業者名、代表者名、所在地などは記載しない（もしくは黒塗りする）などして、提案者が推定できる記載を行わないこと。もし、推定できる記載があった場合は、当区において黒塗りする。

## エ 企画提案書の内容

- ① 本事業に対する考え方
  - ② 事業実施体制
    - ・事業実施スケジュール
    - ・小学生期における学習のつまずきを解消させる方法
    - ・基礎学力を向上させる具体的な方法
    - ・学習習慣定着の方法
    - ・教材の内容
    - ・講師の配置体制
    - ・人材確保
  - ③ 危機管理体制について
    - ・個人情報の取扱い方法
    - ・災害、事故等の緊急事態を想定した危機管理体制
  - ④ 提案のセールスポイントについて
  - ⑤ 過去 5 年間の類似事業、実績（類似の実績がない場合、その旨を記載すること）
  - ⑥ 本事業における経費内訳書（事業実施にあたっての人件費、事務経費等、積算根拠のわかるもの（税込額で記載）。上記「2（3）契約上限額」に示す金額を上限とする。）
- ※提案できる案は、1案のみとする。

## 7 企画提案会（プレゼンテーション）に関する事項

企画提案書を提出期限までに提出した事業者は、企画提案会に出席し、プレゼンテーションを行うこと。ただし、感染症拡大防止等の観点から企画提案会を延期または中止する場合がある。また、企画提案書提出後も延期・中止の判断をする場合がある。

- ・開催日時 令和 8 年 3 月上旬～3 月中旬（予定）
- ・開催場所 東住吉区役所内
- ・内容・方法 別紙 企画提案書を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。また、プロジェクター等での資料投影は不可とする。1 者あたり 30 分程度（うち説明約 15 分以内、質疑応答含む）とし、参加者は 1 者あたり 3 名以内とする。

※企画提案会を欠席した場合、選定から除外する（企画提案会を中止した場合を除く）。

※開催日時・場所の詳細については、別途企画提案会参加事業者に通知する。

## 8 選定に関する事項

### （1）選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- －業務目的及び業務内容の理解度【10点】
- －事業内容の実現性、実施手順の妥当性・事業目的に対する手法の的確性、専門性【50点】
- －危機管理体制について【10点】
- －事業実施にあたっての独自性【10点】
- －類似事業実績の豊富さ及び運営基盤【10点】
- －費用積算根拠の妥当性・効率性【10点】

## （2）選定方法

- ア 本企画提案の審査については、外部委員で構成される「『課外学習会（学習塾なでしこ）』事業者選定委員会」が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、審査表に記載する項目・基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ プレゼンテーション方法については、上記「7 企画提案会（プレゼンテーション）に関する事項」のとおり
- エ 審査の結果、全委員の合計の評価点が最も高い事業者を選定する。評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、委員の合意により決定する。
- オ 審査は非公開とし、審査内容及び選定結果についての質問や異議申立ては一切受け付けない。
- カ 応募者が1者であっても選定会議で審査し、受注予定者としての適否を判断する。
- キ 選定委員のうち、一人でも合計の評価点が6割未満の場合は、受注予定事業者として選定しない。
- ク 感染症拡大防止等の観点から企画提案会を中止した場合は、提出書類だけで審査する。

## （3）失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- カ 参加資格を有しないものが提案を行うこと。
- キ 同一参加者が複数の提案を行うこと。
- ク 企画提案書等の提出について、提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ケ 企画提案会を欠席すること（企画提案会を中止した場合を除く。）
- コ 企画提案書における「6. 本事業における経費内訳書（積算根拠の分かるもの）」に記載の額が上記「2（3）契約上限額」を上回っている場合。
- サ 応募者が、応募受付日から契約締結日までの間に、上記「4. 応募資格、必要な資格・許認可等」の要件に該当しなくなった場合。

## （4）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

## 9 その他

### (1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。また、提出された書類に虚偽の申請があった場合は、提出されている書類のすべてを無効とする。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く)。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない(本市が補正等を求める場合を除く)。
- カ 申請者は、選定後、本要項等の内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- キ 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については、本市と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- ク 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ケ 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった応募者のうち、合計点が上位であった者から順に、協議の上、契約交渉を行うことができるものとする。ただし、一委員でも合計の評価点が6割未満の場合は、受注予定事業者として選定しない。
- コ 契約の締結は、令和8年度予算の成立を条件とする。上記に伴い、公募型プロポーザルへの参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しない。

### (2) 提出先、問い合わせ先

〒546-8501 大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号  
大阪市東住吉区役所保健福祉課(東住吉区役所2階28番窓口)  
担当: 畑、西  
TEL: 06-4399-9923  
メール: [tv0006@city.osaka.lg.jp](mailto:tv0006@city.osaka.lg.jp)